

審 査 基 準

令和2年4月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第3条
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 古物営業法第4条（許可の基準）・ 古物営業法第5条第1項（許可の手續）・ 古物営業法施行規則第1条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）・ 古物営業法施行規則第1条の2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）・ 古物営業法施行規則第1条の3（許可の申請）・ 古物営業法施行規則第2条（古物の区分）
審 査 基 準： <p>古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど、古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。</p>
標 準 処 理 期 間：40日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：